

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針に関する事項

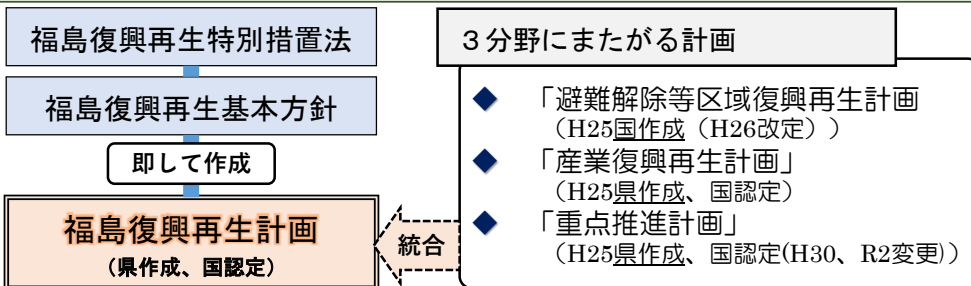
1 本計画の意義・目標

- (1) 安全で安心して暮らすことのできる生活環境の実現
 県民が健康上の懸念を始めとする様々な不安から解放され、確かな安全と安心を実感しながら本県で暮らし、次世代を担う子どもを安心して生み、育てられる生活環境を実現
- (2) 地域経済の再生
 産業の再生を図るとともに、新たな産業の創出や新たな活力の呼び込み等による地域経済の活性化、雇用の安定化を図ることで、県全域における経済を再生
- (3) 地域社会の再生
 県民一人一人が希望や誇りをもって、豊かな人生を送ることができる地域社会を再生

2 復興及び再生の基本的な考え方

- (1) 県全域と避難指示・解除区域の復興・再生
 - 県全域においては、風評対策、産業の復興・再生、健康不安の解消等の取組などが必要
 - 避難指示・解除区域を含む市町村においては、個々の被災者に寄り添ったきめ細かな取組などが必要
- (2) 原子力災害による被害を受けた本県の事情を踏まえた取組
 - 放射線に対する不安の解消、生活環境や県産品の信頼回復
 - 地域産業の振興、交流人口・関係人口の拡大等による新たな活力の呼び込み等による産業の復興・再生
 - 風評の払拭と風化の防止 等
- (3) 原子力に依存しない社会を目指すとの理念と先導的な取組
 - 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
 - 将来を見据えた先導的な施策展開による新たな強みや雇用の創出
 - 福島イノベーション・コースト構想の推進 等
- (4) 未来を担う人材の育成
 - 福島ならではの教育や教育環境の更なる充実 等
- (5) 必要な予算の確保・国と県、市町村が一体となった取組
 - 本計画に基づく施策全般の実施に必要な予算の確保
 - 国・市町村を始めとした関係者と共に復興・再生を実現する体制の構築 等

3 本計画の位置付け



4 本計画の対象区域

- ◆ 福島県全域

5 計画の期間・変更

- ◆ 「第2期復興・創生期間」である令和3年度から7年度までの5年間
- ◆ 取組状況や毎年度の予算措置の状況等を踏まえ、復興の進捗に応じて柔軟に見直し

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項 ①

1 基本的な考え方

- 避難解除等区域は地震・津波被害に加え、原発事故に伴う避難指示等により最も大きな影響を受けた地域
- 避難地域12市町村内でも地域により状況は様々で復興のステージは大きく異なり、復興の過程で生じた新たな課題にも直面するなど複雑・多岐にわたる状況
- 住民帰還の促進に向け、産業の再生・インフラ整備・生活環境の整備等について、ハード・ソフトの両面から取組を推進する必要
- 将来にわたり活力ある地域を築いていくためには、地域の魅力を高め、新たな活力の呼び込みに取り組む必要
- 移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくり等、新たな地域づくりに資する取組を進める必要
- 帰還困難区域は、全ての避難指示が解除され、全域で復興・再生が成し遂げられなければならない
 特定復興再生拠点区域については、令和4年6月に葛尾村・大熊町において住民の居住に向けた避難指示解除が行われて以降、
 双葉町・浪江町・富岡町・飯舘村においても避難指示が解除
 特定帰還居住区域については、帰還意向のある住民全員が帰還できるよう、国は責任をもって取り組む必要
- 避難解除等区域の復興・再生には、今後も国が前面に立った中長期的な対応が必要
- 国、県、市町村等が適切に連携して、福島12市町村の将来像の具現化を始め地域の復興に取り組む必要

2 産業の復興・再生

- (1) 農林水産業の復興・再生
生産基盤の復旧、被災農林漁業者への支援、新たな経営・生産方式の導入等による復興の加速化、担い手への農地集積 等
- (2) 事業者等の事業再開・継続等
経営基盤の回復・経営相談等による事業再開・継続支援、創業の促進、雇用確保・就労支援 等
- (3) 安全・安心な食品等の供給、福島ブランドの再生
モニタリング検査等の継続実施、魅力等の発信、付加価値の向上 等
- (4) 観光振興
観光資源の復旧・磨き上げ、地域資源をいかした観光の展開 等

3 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備

- (1) 復興のために必要なインフラ等の整備
公共施設等の災害復旧・維持管理、
国道6号・常磐自動車道等の機能強化等、
小名浜港・相馬港の機能強化・利便性向上、
海岸保全施設・海岸防災林等の復旧整備、
復興祈念公園の整備 等
- (2) 国による代行事業等の特例
道路法の特例に基づく国の代行事業の活用 等

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項 ②**4 生活環境の整備**

- (1) 避難者の生活再建、被災者支援
住宅・居住環境の確保、コミュニティの維持・確保、心身のケア 等
- (2) 放射線への不安対応
放射線に関するリスクコミュニケーション、情報発信、検査の徹底
- (3) 医療・介護・福祉
医療提供体制の確保、介護サービスの再構築 等
- (4) 教育・保育・子育て環境の整備
継続的な就学支援、未来を担う人材育成、子育てしやすい環境整備 等
- (5) まちづくり等
まちづくり事業の推進、水道機能の回復、公共交通の確保、買い物等の環境整備、鳥獣被害対策、広域施設の復旧 等
- (6) 治安、防災その他の安全の確保
防犯対策、交通安全対策、消防体制の再構築 等
- (7) 環境回復の推進
除染・中間貯蔵施設への搬入等の取組の確認、除去土壌等の県外最終処分の確実な実施に向けた取組の確認 等
- (8) 原子力発電所に関する安全対策、環境放射線モニタリング
処理水対策について、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、国が前面に立ち、**政府一丸となって万全な対策を徹底的に講じ、最後まで責任を全うするよう**国に求めていく
廃炉に向けた取組状況の監視・情報発信、空間線量率の測定 等
- (9) 研究・開発の推進
関係機関と連携した放射性物質の環境動態研究、人材育成 等

5 文化・スポーツ振興

- (1) 文化芸術の振興
文化・伝統の次世代への継承、情報発信等の支援 等
- (2) スポーツ振興
Jヴィレッジを拠点としたスポーツ振興、だれもが身近な地域でスポーツ活動に親しむことができる環境づくり

6 移住等の促進や交流人口・関係人口の拡大

国・市町村等と連携し、福島再生加速化交付金を活用した事業等による移住促進策の実施 等

7 受入自治体に対する支援

避難者を受け入れている自治体への財政的支援、人材確保支援

8 広域的な地域整備の方向

単独の市町村では解決が難しい課題に対する広域的な視点に立った、地域全体での取組・機能の確保

9 課税の特例

被災事業者の事業再開や新規事業者の立地促進を支援するための課税の特例措置、土地の譲渡、農地の買替えに係る課税の特例措置等

第3 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策等に関する事項

1 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生に関する基本的な考え方

- 現在、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の6町村において、避難指示解除後の土地利用を想定した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成し、国から認定を受けている
- これにより、当該区域の復興・再生を推進するため、国・県・各町村が連携して取組を進めており、令和5年5月までに葛尾村・大熊町・双葉町・浪江町・富岡町・飯舘村の特定復興再生拠点区域において避難指示が解除された
- 令和5年の福島特措法改正により「特定帰還居住区域」が制度として創設され、帰還困難区域を抱える市町村は「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、当該区域の復興・再生を推進
- 両区域を含めた避難地域全体の復興・再生を成し遂げるため、引き続き、国、県、市町村が連携して取り組む

2 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生のための施策

- ◆ 特定復興再生拠点区域においては、町村、国、県等で構成する特定復興再生拠点整備推進会議を通じて、住民の帰還環境整備を推進
 - ・ 家屋等の解体・除染、インフラ整備、買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化等の必要な帰還環境整備及び産業の復興・再生
 - ・ 福島再生加速化交付金を始めとする様々な支援策の柔軟な活用 等
 - ・ 土壌等の除染等、除染後のフォローアップ、廃棄物の処理については、国が責任を持って対応する必要
- ◆ 特定帰還居住区域においては、特定帰還居住区域復興再生計画の認定を早期に行うことができるよう、国・県・市町村が連携しながら必要な取組を進める国は、最終的には帰還する前提の下、住民の意向を踏まえた多様な帰還の在り方を認めることとしており、この方針を踏まえ、復興・再生に取り組む
- ◆ 各種特例の活用
 - ① 国による事業代行等の特例
 - ② 土壌等の除染等の措置等に関する特例等
 - ③ 課税の特例（特定復興再生拠点区域のみ）
 - ④ 農用地利用集積等促進計画等に関する特例（特定復興再生拠点区域のみ）
- ◆ 関係機関が連携した住民の安全・安心対策
- ◆ 地域住民の交流の拠点となる施設の機能回復・保全等を行う場合の必要な支援

3 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の復興及び再生に関する基本的な考え方

- 避難地域は復興の進捗が様々であり、状況や環境も異なっていることから、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の避難指示解除は、各市町村の置かれている状況を十分に考慮する必要
- 残された土地・家屋等の扱い等の課題について、引き続き、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全ての避難指示解除について、最後まで責任を持って対応するよう国に求めていく
- 帰還困難区域において、荒廃抑制対策、防犯・防災対策、森林管理に必要な措置の実施

第4 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために実施すべき施策に関する事項

1 基本的な考え方

- 安心して暮らし、子どもを産み育てることができる生活環境の実現が不可欠
- 特に子育て世代が放射線の健康への影響に対する不安やストレスを抱えており、「正確な情報発信」、「放射線に関する知識の普及」を進める必要



2 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための取組

- | | |
|--|---|
| <p>(1) 放射線に関する理解の増進等
放射線に関するリスクコミュニケーション、食と放射能に関する理解の促進、取組を進める人材育成 等</p> <p>(2) 食品等に関する規制等に係る科学的・合理的な見地からの検証
国において規制等の科学的・合理的な見地からの検証を行うとされており、データ等の提供など必要な協力を行う</p> <p>(3) 県民健康調査の実施
国内外の知見を踏まえ、放射線による健康への影響に対する県民の健康を長期にわたり見守り、将来にわたる健康の維持・増進を図る</p> <p>(4) 健康増進等を図るための取組
専門家からの説明による不安軽減、被災者に対する健康支援活動 等</p> <p>(5) 農林水産物等の放射性物質の検査等の推進
農林水産物の生産段階での放射性物質の低減対策、加工食品を対象とした検査の実施、検査結果等に関する正確な情報発信 等</p> <p>(6) 除染等の措置の確実な実施等
仮置場の原状回復に向けた市町村支援、除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送に係る国の取組状況の確認 等</p> | <p>(7) 児童等について放射線による健康上の不安を解消するための取組
安心して子どもが遊び、運動することができる環境の整備、給食等の放射性物質の検査の実施 等</p> <p>(8) 放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等
環境創造センター等における調査研究・情報発信、国内外の研究者や研究機関との連携・協力 等</p> <p>(9) 教育を受ける機会の確保のための取組
被災した子どもに対する就学・学習支援、心のケア、通学支援、魅力ある教育環境づくり 等</p> <p>(10) 医療及び福祉サービスの確保ための取組
医療従事者、福祉・介護人材の養成・確保、保育・子育て環境の充実、ICT活用等による質の高い医療の確保 等</p> <p>(11) その他安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための取組
被災者の見守り・心のケア、汚泥や廃棄物等の適正処理 等</p> |
|--|---|

第5 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進を図るために実施すべき施策に関する事項

1 基本的な考え方

- 本県の産業は、あらゆる分野で震災による直接の被害に加えて風評被害による影響を受けている
- これまでの取組により、農林水産物の出荷制限の解除の進展を始め、産業の復興は着実に進んできた
- 一方で、依然として震災前の市場価格の水準まで戻っていない品目があることや、教育旅行の回復の遅れなど、原子力災害による本県特有の課題が山積
- 「各産業が着実に復興し、自立するとともに、強みを生かし、相互に連携しながら、新たな時代をリードする産業と雇用を創出すること」を産業全般の共通目標に、各分野の取組を進めていく

2 産業の復興・再生

- (1) 農林水産業の復興・再生
多様な担い手の確保・育成、生産基盤の確保整備等、需要を創出する流通・販売戦略の実践、戦略的な生産活動の展開、活力と魅力ある農山漁村の創生 等
- (2) 中小企業等の復興・再生
中小企業・小規模企業の経営基盤の強化、商業・サービス業などの振興、技術力・開発力の強化、起業・創業の促進、戦略的な企業誘致立地企業の振興、産業基盤の整備 等
- (3) 商品の販売等の不振の実態の調査及びその実態を踏まえた対応
生産・流通・消費の各段階における総合的対策、ブランド確立 等
- (4) 雇用の確保に向けた取組との連携
安定的な雇用の確保・就労支援、将来を担う産業人材の育成 等
- (5) 観光振興等
国内・国際観光の推進、観光地の魅力増進、県産品振興・輸出拡大、福島空港の利活用促進 等
- (6) 風評払拭への対応
農林水産物、加工品・工業製品等のブランド力向上、観光分野におけるホープツーリズムの推進・正確な情報発信 等

3 産業の復興・再生に資する規制の特例

- (1) 商品等需要開拓事業 … 地域団体商標登録に係る費用軽減
- (2) 新品種育成事業 …… 品種登録出願に係る費用軽減
- (3) 地熱資源開発事業 …… 手続きのワンストップ化
- (4) 流通機能向上事業 …… 各種許可等のワンストップ処理
- (5) 産業復興再生政令等規制事業 … 政令等で規定された規制の特例措置
(小名浜港のバレイジ貨物取扱機密強化・効率化のための特定埠頭としての一体的運営)
- (6) 産業復興再生地方公共団体事務政令等規制事業 …
政令・省令で定められた規制に関連する事業の特例措置を条例で定めることができる

4 特定事業活動振興計画 (課税の特例措置関係)

事業者が実施する特定事業活動（特定風評被害がその経営に与える影響に対処するために行う新たな事業の開始等）の振興を図るため、計画を作成。指定事業者に対しては課税の特例措置が適用される

5 新たな規制の特例等に関する提案

現行の枠組みで解決が難しい場合や本県の実情に即した対応を求める場合などに活用を検討

第6 新たな産業の創出、産業の国際競争力の強化に寄与する取組等の重点的な推進のために実施すべき施策に関する事項

1 基本的な考え方

- 本県の新産業創出、国際競争力強化、先導的な取組による福島の新しい未来の創造に向け、地域一丸となって取り組むことが重要な次の3点を目指し取組を進める必要
 - ① 「浜通り地域等の15市町村における自立的・持続的な経済復興の実現」
 - ② 「福島県全域での先端産業の集積による全県的な経済復興の実現」
 - ③ 「世界に誇れる福島の復興・創生の実現」
- これらを達成するためには、県内外のあらゆる課題解決に貢献していくという積極的な挑戦が必要
また、本県だからこそ得られるアイデアやイノベーションを追求し、成果を世界に発信していく必要

2 福島イノベーション・コースト構想の推進のための取組

- (1) 福島国際研究産業都市区域の区域（イノベ区域） 浜通り地域等の15市町村
- (2) イノベ区域において推進しようとする取組の内容
 - 「あらゆるチャレンジが可能な地域」に関する取組
 - 「地域の企業が主役」に関する取組
 - 「構想を支える人材育成」に関する取組
 - 重点分野に関する取組
 - 福島国際研究教育機構との連携
 - 関係法令に基づく特例
 - 技術の高度化に関する研究発事業 … 特許料等の費用軽減
 - 新技術の開発に関する試験研究事業 … 試験研究施設の低廉使用
 - その他 … 政令・省令で定められた規制に関連する事業の特例措置を条例で定めることができる
 - 新たな規制の特例に関する提案

現行の枠組みで解決が難しい場合や本県の実情に即した対応を求める場合などに活用を検討
 - 新産業創出等推進事業促進計画（課税の特例措置関係）

新産業創出等推進事業促進区域内（イノベ区域内に設定）において、事業者の新産業創出等推進事業の実施を促進するため、計画を作成。認定を受けた事業者に対しては、課税の特例措置が適用される
- (3) 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

関係者間の連携促進、官民合同チームとの連携強化、国職員の派遣 等

3 福島県全域における新たな産業の創出等のための取組

- (1) 研究開発の推進等のための取組

革新的な技術、知的財産支援、産学官ネットワークの強化 等
- (2) 企業立地の促進のための取組

事業所等の新增設の促進、戦略的な企業誘致、立地補助金の活用、企業間交流 等
- (3) 再生可能エネルギー関連産業、医療関連産業、ロボット関連産業、航空宇宙関連産業等

再生可能エネルギー、医薬品・医療機器、ロボット、航空宇宙、廃炉、ICT分野における取組の推進

4 新産業創出等研究開発基本計画との調和

新産業創出等研究開発基本計画に基づき実施される研究開発等が、イノベ構想の推進や本県全域の新産業創出等の促進につながるよう、国や市町村、関係機関等と連携し、産業化や人材育成に向けた取組を推進

5 福島国際研究教育機構

福島国際研究教育機構がイノベ構想を更に発展させる役割を十分に果たし、福島の創造的復興の中核拠点として、地域と連携し、浜通り地域等をはじめ県全体の一体的、総合的な復興に資する拠点となるよう取組を実施

(1) 研究開発	(4) 周辺環境の整備
(2) 産業化	(5) 福島イノベーション・コースト構想推進機構との連携
(3) 人材育成	

第7 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する事項

1 東日本大震災復興特別区域法に基づく施策との連携

- 課税の特例措置等の活用による事業再開・新規立地の促進
- 復興推進計画・復興整備計画における取組との連携
- 復興特区法と福島特措法の2つの制度の活用による取組の一体的かつ総合的な実施

2 原子力災害に係る紛争について法テラスの活用

日本司法支援センター（法テラス）の各種被災者支援における活用

3 子ども被災者支援法に基づく施策との連携

健康や医療の確保、子育て支援、避難先で相談対応に取り組むNPO等への支援、公営住宅等への入居円滑化など、被災者の生活再建に向けて、実情に応じた支援に取り組む

第8 その他福島復興及び再生に関し必要な事項

1 福島復興及び再生の推進

- (1) 生活の安定を図るための措置
就職支援、事業所の雇用支援、居住の安定、生活環境整備 等
- (2) 住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置
放射線への不安等への対応、鳥獣被害対策、地域公共交通網形成、文化・伝統の維持、避難者の安全・安心の確保 等
- (3) 保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置
県民健康調査の検査結果、評価の確認 等
- (4) 再生可能エネルギーの開発等に向けた取組の推進
再生可能エネルギーの導入拡大、関連産業の集積 等
- (5) 東日本大震災からの復興のための予算の確保等
今後新たに顕在化する課題等への対応、予算確保に向けた調整 等
- (6) 住民の健康を守るための基金の活用等
基金の活用による継続的かつ着実な対応
- (7) 福島の新しい未来の創造
福島県総合計画との連動・調和の確保、KPI等の達成に向けて国と連携した取組の推進、多様な主体が連携・共創し、福島ならではの復興・創生の推進 等
- (8) 復興の姿と震災の記憶・教訓
国内外から頂いてきた御支援に対する感謝の思いの発信 等

2 国、県及び県内市町村の間の連携並びに推進体制等

- 本県の復興・再生に向け、国と県、市町村を中心とする関係者が一体感を持って取組を推進する必要
- 県としての施策検討の際は、復興の現場の実情を適切に反映することが重要。職員一人一人が「現場主義」を徹底することが不可欠
- 市町村に対して、引き続き人材面での支援が必要
- 原子力災害からの福島復興再生協議会においては、現場主義に基づき、必要な協議を行う